

各 位

会 社 名 幼児活動研究会 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山下 孝 一
(J A S D A Q ・ コード : 2 1 5 2)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 川口弘之
電話番号 0 3 - 3 4 9 4 - 0 2 6 2

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 12 月 13 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました当社のサッカークラブ会員の両親（親権者 2 名）（以下『控訴人』といいます。）から提訴された訴訟（以下「原審」といいます。）について平成 24 年 8 月 31 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」記載のとおり福岡地方裁判所久留米支部より当社勝訴判決の言い渡しを受けておりましたが、同判決を不服として控訴人から当社に対して平成 24 年 9 月 14 日付にて訴訟の提起がなされ、平成 24 年 10 月 22 日に控訴状の送達を受けましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提訴がなされた裁判所及び年月日

福岡高等裁判所
平成 24 年 9 月 14 日

2. 訴訟の提起に至るまでの経緯

原審は平成 21 年 11 月 23 日、福岡県久留米市に所在する久留米ふれあい農業公園内ふれあい広場において第 13 回コスモ杯フットサル大会を開催いたしました。この大会開催中において、当社サッカークラブ員が体調不良を起こし、その後病院に搬送して治療を行ったにもかかわらず、平成 21 年 12 月 8 日にお亡くなりになりました。当該訴訟は、その両親が、安全配慮義務違反及びスポーツ保険加入義務違反で当社に 85,017,994 円の損害賠償を求めてきたものであります。

当社は、原告の請求には何ら理由がないとして、当社の正当性を全面的に争い、平成 24 年 8 月 31 日、福岡地方裁判所久留米支部において「原告の請求をいずれも棄却する」との判決が言い渡されていきました。

3. 訴訟を提起したものの概要

当社のサッカークラブ会員の両親（親権者 2 名）

4. 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

2 金 85,017,994 円及びこれに対する平成 22 年 12 月 14 日から支払い済みまで 5 年の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は第一審・第二審とも被控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

当社は、控訴審においても原審に引き続き当社の正当性を主張し、控訴人の控訴をいずれも棄却するよう求めてまいります。

また、本件控訴が当社の業績に与える影響は、現時点では明らかではありませんが、今後公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上